

(別紙)

牛久市除染実施計画（新旧対照表）

赤字・及び下線部分は変更部分

変更後（案）	現行（変更前）＜第3版＞																								
1. 除染等の措置等の実施に関する方針 東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として（中略）環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます。）に基づき <u>除染等の措置等</u> に取り組み、（中略） なお、 <u>除染等の措置等</u> については、（後略） 3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	1. 除染等の措置等の実施に関する方針 東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として（中略）環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます。）に基づき <u>除染</u> に取り組み、（中略） なお、 <u>除染</u> については、（後略） 3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域																								
<table><tr><th>除染対象</th><th>実施者</th></tr><tr><td>子ども関連施設（次頁別表参照）</td><td>牛久市・施設管理者</td></tr><tr><td>公共施設</td><td>牛久市・茨城県・国・独立行政法人</td></tr><tr><td>通学路（側溝含む）</td><td>牛久市・茨城県・国</td></tr><tr><td>民有地</td><td>牛久市</td></tr><tr><td>生活圏隣接の森林、農地、牧草地</td><td>牛久市・茨城県・国・所有者及び使用者</td></tr></table>	除染対象	実施者	子ども関連施設（次頁別表参照）	牛久市・施設管理者	公共施設	牛久市・茨城県・国・独立行政法人	通学路（側溝含む）	牛久市・茨城県・国	民有地	牛久市	生活圏隣接の森林、農地、牧草地	牛久市・茨城県・国・所有者及び使用者	<table><tr><th>除染対象</th><th>実施者</th></tr><tr><td>子ども関連施設（次頁別表参照）</td><td>牛久市・施設管理者</td></tr><tr><td>公共施設</td><td>牛久市・茨城県・国・独立行政法人</td></tr><tr><td>通学路（側溝含む）</td><td>牛久市・茨城県・国</td></tr><tr><td>民有地 <u>（戸建て住宅・集合住宅）</u></td><td>牛久市</td></tr><tr><td>生活圏隣接の森林、農地、牧草地</td><td>牛久市・茨城県・国・所有者及び使用者</td></tr></table>	除染対象	実施者	子ども関連施設（次頁別表参照）	牛久市・施設管理者	公共施設	牛久市・茨城県・国・独立行政法人	通学路（側溝含む）	牛久市・茨城県・国	民有地 <u>（戸建て住宅・集合住宅）</u>	牛久市	生活圏隣接の森林、農地、牧草地	牛久市・茨城県・国・所有者及び使用者
除染対象	実施者																								
子ども関連施設（次頁別表参照）	牛久市・施設管理者																								
公共施設	牛久市・茨城県・国・独立行政法人																								
通学路（側溝含む）	牛久市・茨城県・国																								
民有地	牛久市																								
生活圏隣接の森林、農地、牧草地	牛久市・茨城県・国・所有者及び使用者																								
除染対象	実施者																								
子ども関連施設（次頁別表参照）	牛久市・施設管理者																								
公共施設	牛久市・茨城県・国・独立行政法人																								
通学路（側溝含む）	牛久市・茨城県・国																								
民有地 <u>（戸建て住宅・集合住宅）</u>	牛久市																								
生活圏隣接の森林、農地、牧草地	牛久市・茨城県・国・所有者及び使用者																								

市立の小中学校、幼稚園、保育園、公園、スポーツ施設など子どもが多くまたは長時間利用する施設は、牛久市が除染<u>等の措置等</u>を実施します。 私立幼稚園、私立保育園は、施設管理者と協議の上、市が除染<u>等の措置等</u>を実施します。 なお、実施にあたり、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者等のご協力をいただくことになります。 <u>民有地</u>は、牛久市が主体となり、所有者や使用者のご協力をいただき除染<u>等の措置等</u>を実施することとします。 生活圏隣接の森林、農地、牧草地は、具体的に除染<u>等の措置等</u>をする対象について、今後、国・県、所有者及び使用者と協議し定めることとします。 4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置 除染実施区域内では、除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月第 2 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。<u>令和 7 年 7 月 14 日</u>改定。）の内容に従い除染を行います。	市立の小中学校、幼稚園、保育園、公園、スポーツ施設など子どもが多くまたは長時間利用する施設は、牛久市が除染を実施します。 私立幼稚園、私立保育園は、施設管理者と協議の上、市が除染を実施します。 なお、実施にあたり、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者等のご協力をいただくことになります。 <u>戸建住宅・集合住宅</u>は、牛久市が主体となり、所有者や使用者のご協力をいただき除染を実施することとします。 生活圏隣接の森林、農地、牧草地は、具体的に除染する対象について、今後、国・県、所有者及び使用者と協議し定めることとします。 4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置 除染実施区域内では、除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月第 2 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。<u>平成 25 年 3 月 29 日</u>改定。）の内容に従い除染を行います。
--	--

表中の砂利及び碎石の除去及び被覆 ・庭等における砂利及び碎石の除去 ・汎用品を<u>用</u>いた砂利及び碎石の被覆による原状回復 6. 除去土壌<u>等</u>の収集、運搬、保管及び処分に関する事項 除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において埋設保管などの方法により適切に管理することを基本とします。 また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。 なお、除染対象敷地（施設）内での管理が困難な場合は、市の仮置場が確保でき次第、仮置場で適切に保管することとします。 <u>また、除染に伴って発生した除去土壌等の処分については、特措法に基づく各基準及び国が示した「除染関係ガイドライン」、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」等に沿って、地形、地質、気象その他の自然・社会状況を勘案した市内の適切な場所において実施することとします。</u> 7. その他の事項 （１）特措法における基本的な考え方を踏まえ、除染<u>等の措置等</u>の進捗状況や、国や県の方針等により、適宜、計画の見直しを行っていきます。	表中の砂利及び碎石の除去及び被覆 ・庭等における砂利及び碎石の除去 ・汎用品<u>をいた</u>砂利及び碎石の被覆による__原状回復 6. 除去土壌<u>及び除染に伴い発生した廃棄物</u>の収集、運搬、保管及び処分に関する事項 除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において埋設保管などの方法により適切に管理することを基本とします。 また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。 なお、除染対象敷地（施設）内での管理が困難な場合は、市の仮置場が確保でき次第、<u>除染を行い</u>、仮置場で適切に保管することとします。 7. その他の事項 （１）特措法における基本的な考え方を踏まえ、<u>できる限り早急な除染を実施していく中で</u>、除染の進捗状況や<u>除染方法の技術開発</u>、国や県の方
--	---

(2) 除染実施計画は、策定、計画内容の見直しに伴い、都度、公表していきます。 (3) 子どもが多くまたは長時間利用する施設・場所については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。 (4) 空間放射線量率の測定結果及び除染の実施状況や除染による効果については、広報紙やホームページ等で随時公表します。 資料 市内公園の空間放射線量率（平成 24 年 2 月 3 日～21 日測定） 牛久町 いぶき<u>野</u>団地公園（北公園） 田宮町 つつじ<u>が</u>丘第 1 街区公園 第 6 つつじ<u>が</u>丘公園 B 第 6 つつじ<u>が</u>丘公園 A <u>田宮東街区公園</u> <u>田宮 2 丁目 61-3</u>	針等により、適宜、計画<u>期間</u>の見直しを行っていきます。 (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、<u>計画期間</u>の見直しに伴い、都度、公表していきます。 (3) 子どもが多くまたは長時間利用する施設・場所については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。 (4) 空間放射線量率の測定結果及び除染の実施状況や除染による効果については、広報紙やホームページ等で随時公表します。 資料 市内公園の空間放射線量率（平成 24 年 2 月 3 日～21 日測定） 牛久町 いぶき<u>の</u>団地公園（北公園） 田宮町 つつじ<u>ヶ</u>丘第 1 街区公園 第 6 つつじ<u>ヶ</u>丘公園 B 第 6 つつじ<u>ヶ</u>丘公園 A 田宮 2 丁目 <u>6-13</u>
--	--

¹ 除染実施計画名を記載すること。

¹ 変更部分に下線を付すこと。

1 環境大臣との協議を要する変更を行おうとするときは、「変更後（案）」とすること。

1 環境大臣との協議を要する変更を行おうとするときは、「変更前」とすること。

変更理由

変更箇所	変更理由
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	除染実施計画の対象として、除染に加え、収集、運搬、保管及び処分を含めるため、除染等の措置等に修正する
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	脱字修正
6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和7年3月28日 公布）により、除去土壌の埋立処分及び復興再生利用の基準が示され、併せて、埋立処分ガイドライン等が示されたことから、同特措法施行規則第58条の3及び第58条の4に基づき、除去土壌等の処分の方針を追記し、明文化するため。
資料 市内公園の空間放射線量率	公園台帳に表記統一